

◎特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

(平成二八年五月二〇日法律第四六号)

一、提案理由 (平成二八年四月二〇日・衆議院厚生労働委員会)

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、給付金の支給を受けるためには、平成二十九年一月十二日までに提訴する必要がありますが、現下の請求状況を踏まえると、いまだ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられます。また、平成二十七年三月に、国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、死亡または肝がん、肝硬変の発症から二十年を経過した方に対する取り扱いについて、新たに、基本的な合意を締結したところでございます。

このため、請求期限を五年間延長するとともに、当該合意に従い、発症等から二十年を経過した方に対しても給付金の支給を行うため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、給付金の請求期限を五年間延長し、平成三十四年一月十二日までとすることとしています。

第二に、肝硬変もしくは肝がん罹患し、または死亡した者のうち、発症または死亡したときから二十年を経過した者に対する給付金の額を定めることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二八年四月二六日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求状況等を勘案し、給付金の請求期限を五年間延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変、肝がん罹患し、または死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症または死亡したときから二十年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、二十日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成二八年五月一三日）

○三原じゅん子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求状況等を勘案し、給付金の請求期限を五年間延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変、肝がんに罹患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症又は死亡したときから二十年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、給付金制度の周知、広報の在り方、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の必要性、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の在り方等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年五月一二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を請求することができるにもかかわらず、手続を承知していないこと又は感染を自覚していないことにより同給付金を請求していない者が生じないように、手続の一層の周知を図るとともに、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の一層の勧奨を進めること。また、肝炎ウイルス検査の受診率を向上させるため、現行の諸施策の効果について検討した上で、定期健康診断等のメニューへの追加や、当該検査費用助成の拡充について検討すること。
 - 二、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見又は差別を受けることなく安心して暮らせるよう、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発により一層努めること。
 - 三、ウイルス性肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成について検討を進めること。また、B型肝炎ウイルスを排除する治療薬の研究開発を加速化すること。
- 右決議する。